

障害者の法定雇用率について

平成30年4月1日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率を、現在の2.0%から平成30年4月1日に2.2%に引き上げた後、その後3年を経過する日より前に2.3%となり、以下のように変わります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が50人以上から45.5人以上となり、2.3%では43.5人となりますので、事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | | |
|-------------|--------|-------------|-----------------------------|
| | 現行 | 平成30年4月1日以降 | 平成30年4月1日以降3年を経過する日より前に再度変更 |
| 民間企業 | 2.0% → | 2.2% → | 2.3% |
| 国、地方公共団体等 | 2.3% → | 2.5% → | 2.6% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% → | 2.4% → | 2.5% |

○従前は、身体障害者・知的障害者を算定基礎として法定雇用率を計算していました。

○平成30年4月1日から、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されます。

→身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として法定雇用率を計算

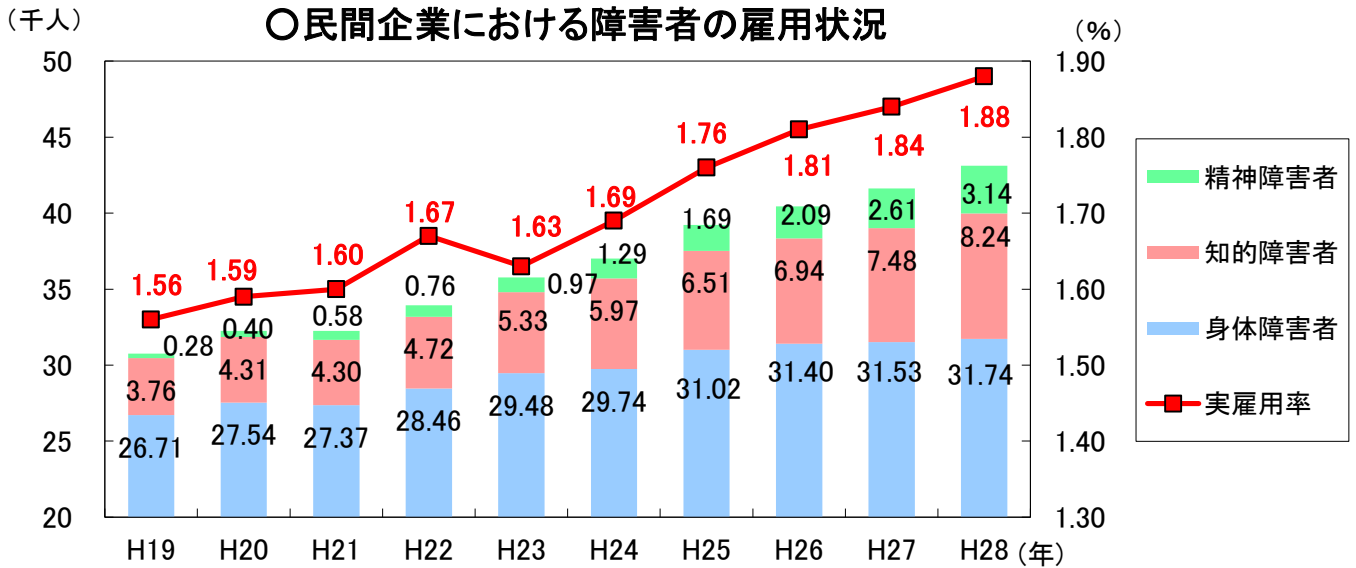
【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者} + \text{失業者数}}$$

追加

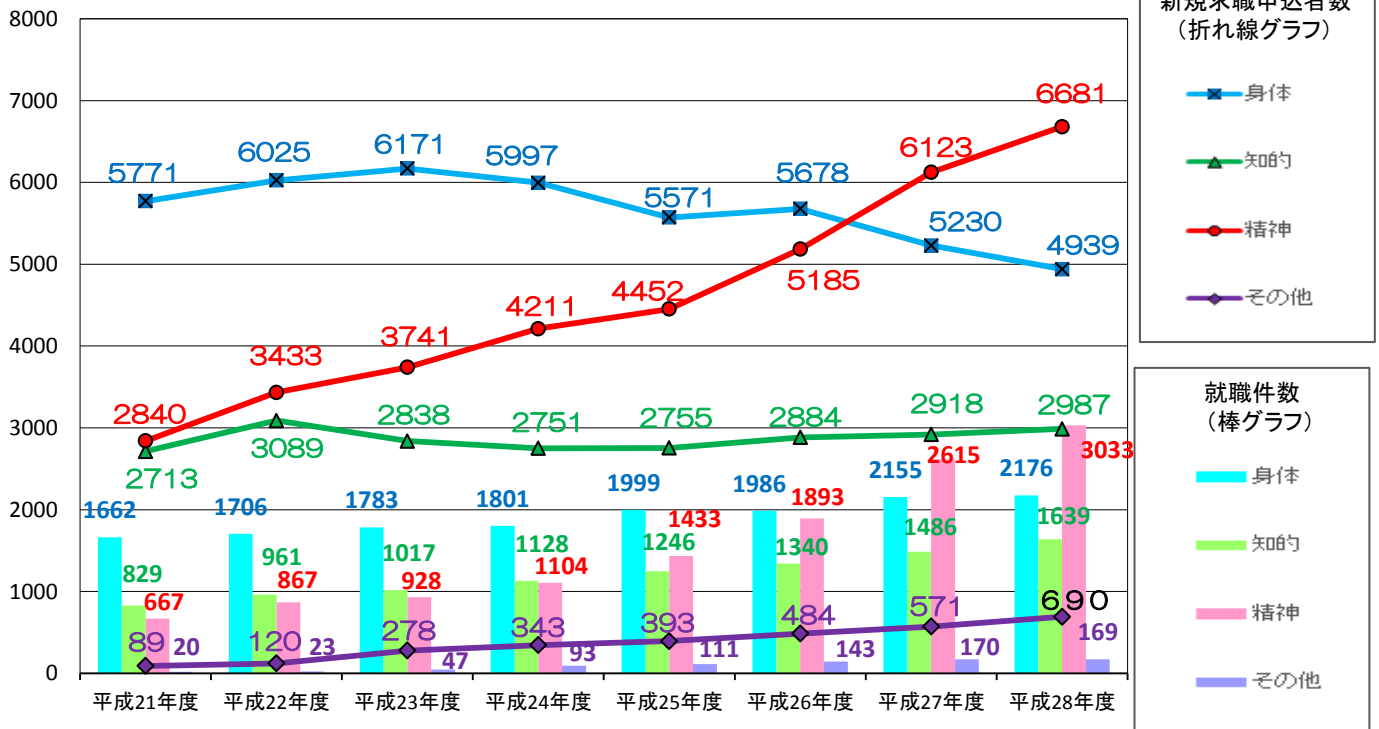
大阪府における障害者の雇用状況について

- 民間企業に雇用されている障害者の数は、**4万3,121.0人**と過去最高を更新（13年連続）！
- 特に**精神障害者**が増えている！



- 大阪のハローワークを通じた障害者の就職件数が**7年連続で増加**！
- 精神障害者**の新規求職申込件数及び就職件数が増加！

○新規求職申込件数・就職件数の推移(障害種別)



- 精神障害者の新規求職申込件数は、平成21年度に知的障害者を、平成27年度には身体障害者を逆転し、さらに増加傾向にあります。
- 精神障害者の就職件数は、平成25年度に知的障害者を、平成27年度には身体障害者を逆転し、さらに増加傾向にあります。

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。



大阪労働局では

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を含むセミナー を開催します！

- ◆開催時期： **平成29年9月 12月 平成30年3月** の3回
(開催に合わせて、大阪労働局のHPに「ご案内」を掲載します)
- ◆内 容： 「精神障害・発達障害の種類や特性など」「共に働く上での
(予定) ポイント(コミュニケーション方法)」等について
- ◆メリット： 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な
配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象： **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**
- ◆その他： 上記講座の他、各セミナーでは障害のある方の定着に向けた講演も併せて実施
します。



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です
(数に限りがあります)。

事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

※ 詳しくは、大阪労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

TEL 06-4790-6310



厚生労働省・大阪労働局・ハローワーク